委託業務処理要領

趣旨・目的

栽培水産試験場は、全道の栽培漁業技術開発拠点として、複数の飼育棟で、多数の水槽を利用した試験研究を行っており、施設管理上、この元となる飼育海水の温度管理や安定供給が最重要課題となっている。

この飼育海水等の製造・供給については、取水ろ過棟に設置された「取水・送水・ろ過等を行うシステム」（主にろ過設備、海水ポンプ、制御盤等で構成）と「海水調温システム」（主にボイラーや吸着式冷凍機、ブラインチラー、熱交換機、温・冷水タンク、調温ポンプ等で構成）の両システムが連係し、さらに発電設備(ガスエンジン300kw ×2機)を利用した自家発電システム、受変電設備とあわせて一体的に機能し、１年中、研究に必要な海水（未ろ過、１次ろ過、２次ろ過、２次ろ過8℃調温、２次ろ過18℃調温）及びﾌﾞﾛｱにより空気を各飼育棟に供給している。

当該業務は、これらのシステムやその他の設備（管理棟暖房ボイラーや空調機器等）の運転監視・日常点検を主たる業務としながら、併せて夜間の構内の安全衛生管理のための警備業務、及び、飼育棟における飼育水槽水温管理等を行うために委託するものであり、業務の実施に当たっては契約書に定めるところによる他、本要領において必要な要件を定める。

1　業務概要

（1）業務名

平成25年度栽培水試機械設備の運転・監視・保守点検等、施設管理委託業務

（2）業務場所

室蘭市舟見町１丁目１５６番３号　栽培水産試験場

（3）業務時間及び配置人員

運転・監視等業務

対象施設	区分	業務時間帯	人員	備　考
庁舎等 （管理研究棟、 取水ろ過棟、 各飼育棟 調査保管庫 等）	日中	08時30分～17時30分 08時00分～17時00分	1名 1名	日勤 〃
	夜間	17時00分～翌09時00分 17時30分～翌08時30分	1名 1名	夜勤 〃

※事前に委託者の承認を受けた場合は、勤務時間・体制等の変更も可

なお、夜間等緊急時や、天災その他の非常事態による設備等に異常が発生し、又は発生のおそれがある場合は、委託者の指示により勤務するものとする。

(昼間は各自１時間の休憩昼食時間を含む。)

(夜間は22時～6時までの間、4時間ずつ交互に休憩・睡眠時間とする。)

※夜間は警備兼務技術者を必ず1名以上配置すること。なお事前に委託者の承認を受けた場合は、勤務時間・体制等の変更も可能とする。

2　受託者

業務の実施に当たり、受託者は次の関係法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図ること。

・労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号)
・高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
・その他本業務実施に関係する法令等

業務に係る計画書類の作成等

・年間業務実施計画の提出
・適正な技術員の配置及び、必要な講習などの実施
・業務従事者の職務経歴（履歴）書の提出（写真付、必要資格・免許等の写しを添付。）
・業務処理責任者、業務従事者等に関する事項で、特に委託者が必要と認め請求した各確認のための書類等の提出。
・緊急時の対応方法

3　業務処理責任者

業務処理責任者は、業務主任技術者等及び業務担当技術者（警備業務含む）を指揮し、現場における委託業務の一切の責任を有する者であること。なお、委託業務を円滑に進めるため、委託者も交えた打ち合わせを定期的に行うものとする。

4　業務主任技術者

業務主任技術者（２名指定する場合は、うち１名を主任者とし、他を副主任者とする。）は、業務担当技術者の中から選出するものとし、設備等の保守管理業務に精通した経験者で、施設の運

転・監視及び日常的な点検保守業務において高度な技術力及び判断力、並びに作業指導において総合的な指導力を有し、経験年数が概ね５年以上10年未満程度、かつ、委託者の承認を得た者。

5　業務担当技術者
　業務担当技術者は、ﾎﾞｲﾗｰ技士（2級以上）、危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）の資格を有し、設備図面やﾘﾚｰ配線、ｼｰｹﾝｽ制御などに関する電気設備の知識や技能を習得している者で、設備点検業務について、業務主任技術者等の指示に従って作業を行う能力を有し、保守管理現場での経験年数が、概ね１～５年未満程度、かつ、委託者の承認を得た者。

6　警備員(技術者兼務)
　警備員は、警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験を有している者であること。

7　業務主任技術者等の変更
　業務主任技術者等、業務担当技術者の変更は基本的に認めないが、やむを得ない理由が生じた場合は、委託者の承認を得て変更することができる。

8　業務処理内容
　業務処理内容は次のとおりとする。
　このうち日常点検については別紙日常点検表に基づき記録し、業務日誌とともに概ね毎日09時00分（土曜、日曜、祝祭日及び年末年始は、その翌日）までに委託者に報告すること。
　警備については、施設の保守、特に試験研究に必要な海水の確保等を最優先としつつ、衛生・安全確保のため概ね次の事項について警備業務として行い、業務日誌にて同様に報告する。
　なお、衛生管理の観点から、各飼育棟への出入りは巡回時、点検・補修時以外は必要最小限とし、場内限定の長靴着用で、消毒液による消毒後に立ち入ることを基本とする。

(設備保守)
（１）海水製造等関係施設、その他設備（暖房用ボイラー等）の運転
（２）海水製造等関係施設、その他設備の日常点検（巡回点検）
（３）海水製造等関係施設、その他設備の日常保守（動作確認、オイルやベルト類の交換など）
（４）各施設故障、異常時の応急処置、委託者、受託者、関係業者、関係機関へ対する連絡・通報。
（５）外部業者等による設備の補修・点検等時の立会及び委託者への内容報告
（６）管理研究棟中央監視室（又は取水ろ過棟）の中央監視装置による監視、警報等処理。(24h)
（７）管理研究棟中央監視室（又は取水ろ過棟）受変電・発電設備等の電力監視装置による監視。
（８）電気設備保守管理（外部委託している電気主任技術者及びメーカー等による機器点検以外）
（9）休日・時間外における受付業務や緊急時の通報など（警備者との重複・引き継ぎ事項も含む）
（10）その他委託者と受託者が同意した業務
　※上記業務を行うための図面・取扱説明書等は中央監視室に備えてありますので、日頃から目を通し熟知の上、巡回時又はそれ以外の時間も極力現場にて整合を取り、緊急時に対応できるように努めること。
(警備)
（１）始業時及び終業時に係る鍵の受け渡し、保管・管理に関すること。
（２）時間外等における庁舎等出入者の確認に関すること。
（３）時間外等における文書、物品、電話の受付、連絡などに関すること。
・到着した文書は封皮のまま、直近の開庁日朝、委託者に渡すこと。
・急を要する文書や電話などを受けたときは、速やかに関係職員に連絡し、その指示を受けるものとする。
（４）時間外等における不法侵入者、挙動不審者の取締・関係機関等への通報に関すること。
・庁舎・構内の巡回又は構内監視カメラ、中央監視装置（海水設備、ガス・水道等）による監視に関すること。(施設保守との重複含む)
（５）管理研究棟各玄関・門等の開閉（施錠）に関すること。(車庫は施錠確認)
（６）管理研究棟以外の棟の施錠状況や外観異常等の確認に関すること。
（７）非常災害時における初期消火、連絡等に関すること。
（８）その他委託者と受託者が同意した業務。
(飼育管理等)
（１）飼育棟飼育水槽の水温管理等（給排水・通気の確認、水温計測、等）
（２）その他、委託者と受託者が同意した業務

9　日常点検・警備等の点検及び方法等
（１）設備保守に係る巡回は、概ね次のとおりとする。
　①ろ過棟ろ過室（海水取水・送水設備関係）：原則、日勤２回、夜勤２回
　②ろ過棟機械室1,2日常点検（調温設備関係）：原則、日勤１回、夜勤１回(目視)
　③ろ過棟機械室1（調温ｾﾝｻｰ、ﾌﾞﾛｱｰ）：原則、日勤1回、夜勤１回
　④管理研究棟日常点検（機械室ﾎﾞｲﾗｰ、ﾎﾟﾝﾌﾟ等）：原則、一日１回

（但しボイラ休止期間中など季節によっては回数方法等変更可）
⑤飼育棟日常点検（貝類・量産・親魚・隔離）：原則、一日１回
⑥自家発電機室発電設備点検：原則、一日１回

（２）警備に係る巡回及び内容は、概ね次のとおりとする。
なお、巡回時以外について、中央監視室の構内監視カメラなどにより異常が見られた場合は、臨機応変に巡回又は通報、連絡などの対応を行うこと。
①１８時～
・道旗等の降納
・管理研究棟施錠（中央監視室前以外。正面自動ドアは原則委託者が開閉）。
②２１時～（取水ろ過棟設備保守時）
・管理研究棟（車庫含む）、量産棟、親魚棟、隔離棟、貝類甲殻類棟、調査機器保管庫などの施錠・消灯などの確認。
・正面ゲートを閉め、調査機器保管庫側駐車場のチェーンがけ。
③翌６時～（取水ろ過棟設備保守時）
・管理研究棟の開錠
・正面ゲートを開け、調査機器保管庫側駐車場のチェーンを外す。
・道旗等の掲揚
（３）飼育管理等に係る巡回及び内容は、概ね次のとおりとする。
①所定の飼育水槽の給水や通気状態の確認、水温計測及び測定台帳記入（概ね９時～）
②別途指示される水槽へ所定の配合飼料給餌（別途指定される期日のみ）
③生物餌料の管理（ﾜﾑｼ水槽ﾌｨﾙﾀｰ交換等：別途指定される期日のみ）

10　緊急時等の措置
各技術者等は、庁舎又は付近に火災その他の非常災害等が発生したときは、臨機の措置を講ずるとともに、次により連絡しなければならない。
(1)　火災及び人身災害の場合は、消防署に通報するとともに別に定めた連絡系統図により、関係職員等に連絡し、その指示を受けること。
(2)　事故現場における措置等は、次のとおりとする。
ア　現場における火災、犯人の発見、負傷者の救護等
イ　事故現場の保存、避難誘導、群衆の整理等
ウ　その他、必要な措置を講ずるものとする。
(3)　盗難、暴力、破壊等の場合は、警察署に通報するとともに、関係職員に連絡し、その指示を受けるものとする。
(4)　事前に予測される災害又は特殊な事態の発生のおそれのある場合は、委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。

11　業務を処理するために要する室等
各技術者等の常駐場所は、管理研究棟中央監視室とする。
業務に必要な室内の物品は、甲が用意する（別紙、供与物品一覧）。
業務に要する光熱水費は、甲が負担する。ただし乙は節約に努めなければならない。

12　勤務日程表
乙は毎月の勤務日程表を作成し、当月分を前月末までに甲に提出しなければならない。

13　良好な環境の維持等
受託者は、業務に係る施設等を常に整理整頓し、良好な環境を維持するものとする。

14　その他
契約書及び本業務処理要領等に定めのない事項について業務上疑義が生じた場合には、甲乙協議して定めるものとする。